

# 准救急隊員を含む救急隊に関する西予市消防本部救急業務実施計画

平成30年4月1日

西予市消防公表第1号

(目的)

第1条 この計画は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第44条第2項の規定に基づき、准救急隊員を含む救急隊(以下「准救急隊」という。)が管轄区域内において発生した傷病者に係る救急業務の適切な実施を図る計画(以下「実施計画」という。)を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)に定める救急業務をいう。
- (2) 救急隊員 令第44条第5項の規定に基づき救急隊を編成する救急隊員(以下「隊員」という。)をいう。
- (3) 准救急隊員 令第44条第6項の規定に基づく准救急隊員(以下「准隊員」という。)をいう。

(実施地域)

第3条 実施計画に基づき救急業務を実施する地域(以下「実施地域」という。)は、西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第247号)第4条第3号に規定する管轄区域とする。

(配置場所)

第4条 実施計画に基づき准隊員を配置する場所は、次のとおりとする。

- (1) 西予市消防署明浜救急出張所 西予市明浜町高山甲 3420
- (2) 西予市消防署城川救急出張所 西予市城川町下相 1005-2

(実施時間)

第5条 実施計画に基づく救急業務は、24時間体制で運用する。

(配置人員)

第6条 准隊員の配置人員は、第4条各号に規定する出張所へ各5人を配置する。

(身分)

第7条 准隊員の身分は、消防職員(消防吏員を除く。)とし、次の定めるところによる。

- (1) 一般行政職員が消防職員(准隊員)を併任する。
- (2) 消防職員(再任用短時間事務職員)が准隊員を兼ねる。
- (3) 消防職員(任期付短時間事務職員)が准隊員を兼ねる。

(准隊員の資格)

第 8 条 准隊員は、令第 44 条第 6 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する消防職員とする。

(勤務形態)

第 9 条 准隊員の勤務時間は、1 当務 15 時間 30 分とし、午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

2 准隊員の勤務を要する日は、1 週間に 2 当務以内とする。

(休憩、休息、睡眠時間)

第 10 条 准隊員の休憩、休息及び睡眠時間は、西予市消防職員の勤務時間等に関する規程(平成 16 年西予市消防本部訓令第 8 号)第 4 条から第 6 条までの規定による。

(准救急隊の編成)

第 11 条 准救急隊は、救急自動車 1 台並びに隊員 2 人以上及び准隊員 1 人以上をもって編成する。

(応援要請)

第 12 条 准救急隊が、重篤な傷病者、特殊疾患のある傷病者及び搬送途上において容体が急変した傷病者の搬送において応援が必要となった場合は、他の救急隊等に応援要請を行い連携して対応する。

(実施地域外からの応援要請)

第 13 条 准救急隊は、実施地域において複数の場所における傷病者の発生、多数の傷病者が発生等した場合は、実施地域以外の地域から応援救急隊等一隊以上を要請することができる。

(救急隊長)

第 14 条 准救急隊の隊員のうち、1 人は救急隊長とする。

(応急処置等)

第 15 条 実施計画に基づく隊員及び准隊員の行う応急処置等については、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和 53 年消防庁告示第 2 号)によるものとする。

(医療機関及び医師等との連携)

第 16 条 隊員及び准隊員は、南予地域メディカルコントロール協議会の定める規程等により、医療機関及び医師等と密接な連携を図り、救急業務を円滑に実施するものとする。

(その他)

第 17 条 この実施計画に定められるもののほか、救急業務について必要な事項は、消防長が別に定める。